

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

(目次)

❖特集1

「子ども国会」開催へ…………… 1

❖特集2

子どもの権利条約を学校の中へ… 4

❖子どもの「性」の問題を考える… 8

❖国連・子どもの権利委員会

第13会期……………10

❖D・セルビーさんを迎えて……………12

特集1

「子ども国会」開催へ

＝子どもの意見表明・参加を
保障する機会にしよう＝

肥田美代子議員へのインタビューと提言

参議院50周年の行事の一つとして、「子ども国会」が開かれることになりました。自治体では子ども議会がかなり開催されてきていますが(ニュースレター 25号・28号などを参照)、国レベルでは初めての画期的なとりくみといえます。「子ども国会」を単なるイベントに終らせずに、子どもたちの意見表明・参加の場にふさわしいものになることを願い、その推進役の一人である肥田美代子議員にインタビューと意見交換をしました。

(勝本浩司・菅源太郎・林 大介)

「子ども国会」の 趣旨・企画内容は

今回の子ども国会の目的は何か。

肥田 大きく二つある。まず、参加権を保障すること。また、そんな子どもたちを見て、大人も自分の権利に目覚めてほしい。もう一つは、若者の政治離れに歯止めをかけた、政治に興味を持ってほしいということである。

企画・運営はどのようになされるのか。

肥田 参議院の議院運営委員会が中心になる。具体的には、自民・平成・民主から各二名、社民・共産・太陽から各一名の合計九人によって企画・運営されることになっている。また、文部省から都道府県の教育委員会に依頼し、教育委員会が委員の選出やテーマ設定の事務を行うことになっている。

広報はどのようにするのか。

肥田 現在考えていることは、まず、文部省を通じてポスターでの広報である。

参加の対象はどの範囲か。

肥田 現在は、小5から中3までを考えている。また、委員の選出に関しては、障害児・マイノリティー等の子どもたちに対する特別枠は作らず、すべてを抽選によって行う。そのこ

とによって、すべての子どもにも対して平等に機会を与える。

「子ども国会」に対する提言

私たちは肥田さんに対するインタビューという形をとりながら、話は徐々に「子ども国会」に対する私たちの要望・提言を肥田さんに伝え、意見交換をしていった。

〔市民・NGO参加の原則〕

市民・NGOが都道府県レベルで行われる議員選考・テーマ設定等の子ども国会の様々な過程に、何らかの形で参加する必要がある。また、その結果



インタビューに応える肥田美代子さん

必ず自治体の広報手段等を用いて、市民・NGO・子どもにも報告する。このような方法によって、現在の進行状況等、子どもにも動向の見える子ども国会の運営、子ども議員選出、テーマ設定を行うこと。その場合、決定をするには、必ず「市民・NGO・子ども」枠を設けた決定機関での決議等の方法で行う。この事により、参加の権利を保障する。また、これを可能にする、各作業段階での参加方法を模索する必要がある。

〔企画・運営への子ども参加〕

現在の企画では、子どもたちが実際に参加できるのは、最後の子ども国会だけである。しかし、本来子ども国会は子どもの手によって作りあげられるべきである。その意味でも、可能な限

りの早期段階で子ども国会の企画・運営への子ども参加を可能にするような点を重視したプランを作る必要がある。プランとしては、子どもたちが都道府県での子ども運営委員選出、テーマ設定等の子ども国会準備のために県で集まり、諸問題の議論や集約を踏まえたテーマ選択をすることなどがあげられる。

〔各種のガイドラインの作成〕

まず、子ども議員・子ども運営委員の選出および国会テーマの選択をするうえでの基準とガイドラインの作成。またその作成内容に、障害を持った子どもおよび多文化・マイノリティーの子どもに対する広報や選考時の配慮および対処などを入れる必要性がある。都道府県段階の企画・運営段階において、子どもに直接的・間接的に関係する大人および行政の対応が、子ども国会に関わる子どもたちに強い影響を与えることは当然である。そのため、このような子どもへの対応が、最終的には子ども国会全体の成否に大きく関わる程重要である。関係する大人および都道府県担当者に対して、子どもへの対応や運営方法を含めたガイドラインの作成の必要がある。

〔子どもの意見表明に対する対応〕

子どもたちの意見表明・交換に対してどのような対応を国・大人は取るのか、また取れるのが、今後の子ども意見表明・参加保障の動向に大きな影響を与える。子どもたちから見れば「自分たちの発言が実際にどんな影響

があったのか」「どんな対応がされたのか」等は、社会に意見表明・参加した事を実感できる機会であろう。また、その後も子どもたちの意見・決議を無駄にしない、具体的な施策への取り入れ方等を明示すること、実際に意見交換等の中で約束した施策を実行することの必要がある。

〔子ども国会の定期開催〕

この子ども国会をただのイベントにしないために、今回だけで終わらせるのではなく、子どもの意見表明・参加を実際に保障する機会として位置付けをした上で、一定期間ごとに定期開催することが重要である。また、この子ども国会を通じて、新たに都道府県教育委員会等の行政と市民・NGO・子どもとの間に出来た関係を、子ども国会の準備・運営をするためだけのものと捉えずに、その後も可能な限り何らかの形で維持継続することは、今国会をただのイベントにしないため、および子どもたちの権利を様々な段階で保障するために重要である。

◆◆◆◆◆

以上のような約一時間のインタビューを行った。肥田議員は、私たちの質問や提言に対して、好意的にそれを検討する意志を示してくれた。最終的に、肥田議員から私たちにに対して、「批判や質問をするだけでなく、こうしたらどうかといった、子ども国会のイメージや要求を出して欲しい。いい内容だったら、当然受け入れるし、その意見を持って文部大臣などにも申し入れをし

ましよう」と積極的な発言があった。
この子ども国会案は、現在でも少しずつ動いている。子ども国会企画委員会は、選考をクラス選出にするなどの議論が出ているようだ。今後子ども国会の行く末を慎重に見守る必要性があるだろう。

「子ども国会」に 対する子ども意見

・たくさんの子どもが参加する場に

中学三年女子

子ども同士で話し合うことは、学校やその他のいろんな場面であると思いま

子ども国会実施要綱(案)

「国際子ども図書館設立推進議員連盟」の総会(2月18日)で決まった実施要綱(案)はつぎのとおり。正式なものは参議院議院運営委員会で決まるが、これがたたき台になると思われる。

〈企画趣旨〉 子どもたち自身に政治を肌で感じてもらうと共に、「子どもの権利条約」に基づき、子どもたちの間接的な政治への参画の礎を築こうとするものである。

〈企画概要〉 ①募集/小学校5年生から中学校3年生までを対象に、文部省の協力をえて都道府県を通じて募集ポスターを送付して公募。子どもは官製ハガキで希望するテーマとともに応募する。②選考/テーマは都道府県で集計。議員は、第1次抽選(都道府県)で各10名が選ばれ、最終抽選(参議院)で性別や学年のバランスを考慮して各5名が議員として選出される。17名をプラスして参議院定数とおなじ252名(男女同数)を決める。あわせて、議院運営委員47名(都道府県各1名)も決める。③運営/子ども議員は、2日間の日程で国会を行う。議院運営委員会は、議長・副議長の選出のほか、あらかじめ絞り込まれたテーマの中から議案を5つ選んで、委員会を行う。1日目は、各議案2つの10の委員会を設け、全議員が所属。議論を行い、本会議での報告・質問委員を決める。2日目は、報告・質問委員による委員会報告と質問。特別決議の提案と投票が行われる。首相をはじめ関係閣僚が出席して答弁。参議院議長・副議長にも同席してもらう。委員会報告や決議を参議院議長に手渡し、議長が次期国会で報告する。同時に、正面玄関前のイベントや議長主催の懇親会も行う。④終了後/「子ども国会白書」をまとめ、子ども議員、衆参議員、小中学校、マスコミに配布する。また、子ども議員を子どもモニターとして活躍してもらうことも検討する

す。でも、日本中の子どもが国会という場に集まる! ということは今までなかったです。ぜひ、たくさんの人に、この会の存在を知ってもらいたいし、たくさんの方が参加してみたいなって感じてくれるといいと思います。

・考えをのびのびと言える国会に

中学三年男子

先日学校で権利条約に関する冊子が配布された。しかし先生にしても僕たち生徒にしても、子どもの権利というものをもどくように使うべきなのかわからないようだ。この様に日本は今、子どもの権利をいかに使い、いかに受けていくのかということを探し求めている過渡期にあると思う。その中で子ども国会の実施は、僕たち子どもに

とっては自分たちの権利をいかに使っていくか、大人にとっては僕たち子どもも権利の主張をどう受け止めていくか、を学べるいいチャンスになると思う。そのためにも子どもが自分の考えを全国に胸を張って伸々と伝えるような議会にしてほしい。

・学校に行っていない子どもにも議論の場を

辻井悠(十四歳)

子どもの権利条約を日本が批准してから、約三年。「子ども国会」をすると言いやつと重い腰を上げたかと思いきや、その国会に出れるのは各都道府県の小学五、六年生と中学生から十名と言う。しかもその十人ほとんどを学校内で決め、ポスターも小・中学校に張り出すと言っています。ぼくは中学校に

行っていないから、もしかしたら子ども国会がおこなわれることを知らなかったかも知れません。「子ども国会」の企画趣旨に「子どもたちの視線で広い視野で考え議論する機会をつくり、子どもたち自身に政治を肌で感じてもらう」と書いていますが、ぼくみたいな学校に行っていない人は議論する機会すらもらえないかもしれない。もしも記念グッズや東京へ行くのがあての人が「子ども国会」に参加しても税金の無駄ではないでしょうか。そのような「子ども国会」になるなら、ぼくはいほうがいいと思います。

子どもの権利条約を学校の中へ

おとなのための学校から

子どもが主人公の学校へ

藤井 幹夫 (神奈川県高教組)

学校文化を点検しよう

なぜ、学校に自由や人権がなかなか入って行かないのだろうか。理由のひとつは、日本の学校教育がこれまでに作り上げてきた教育観や子ども観が、これらを阻む壁となってしまうからであろう。

たとえば、「横並び」意識という壁がある。校則や制服の改善案が出ると、原則には賛成でも、自校だけ突出したくないという教職員の横並び意識が頭をもたげてきて、改革のブレーキになる。これは正面切った反対論よりも手ごわい。

また、子どもは未熟なので教育の場では人権は制限されるべきだという儒教的ともいえる伝統的教育観、「教育人権制限論」ともいえるべきものも根強く残っている。

さらに、子どもに権利を認めると、わがままを助長することになり、要求に際限がなくなると、学校秩序が崩壊しかねないという「わがまま助長論」も存在する。

日本の学校には固有の伝統があり、そこへ価値観の違うルール（欧米の人権思想など）を外から無理に持ち込んでも混乱を引き起こすだけだとい、「外圧論」もある。

子どもたちは保護してもらっているのだから、おとなの掌（てのひら）の中で、言われたとおりに行動していればよいという「お釈迦様の掌論」ともいべきものもあるのではないか。

子どもの生活のすべてを教員の手の届く範囲におさめてコントロールしよう、またそうできなくてはいけないという完璧主義が、子どもの行動に過剰反応し、時にはいきすぎた管理や体罰

を生み出してしまふ。

こうして見ると、日本の学校文化は、子どもたちをどのように育てたいかという、おとな中心の論理が強く、どのように成長したいかという子どもの自主性にあまり余地が与えられていないことが見えてくる。子どもたちは、おとなに大切に保護されているのかもしれないが、厳しい世代間支配の下に置かれている、とも言える。

教育の目的は何か

日本の伝統的な子ども観・教育観を一言で言うと次のようになるだろう。

「教育を受けるのは未熟な存在である子どもの義務であり、権利の主張はわがままや混乱につながり、教育的ではない。おとなの管理のもとで、教えるに従うことが成長であり、教育である。」

これを、子ども権利条約が示す子ども観・教育観と対比してみるとおもしろい。条約が示しているのは、「子どもは権利の主体であり、おとなのパートナーとして、共に責任や決定を分け合う権利（参加権）をもつ存在である。そして、おとなとしての自律的な判断・決定能力を身につけるために、意見表明、相互理解、調整、協力、共同決定などを学ぶことが成長であり、このプ

ロセスを保障するのが教育である。」というものである。

この価値観の違いは、一体どこから来るのだろうか。ひとつには、教育がめざす目的のちがいがから生じたものではないだろうか。

教育基本法や子どもの権利条約がめざす教育の目的を見よう。教育基本法がめざす教育の目的（第一条）は、人格の完成、平和、個人の価値の尊重、自主的精神の育成などである。また、子どもの権利条約がめざす教育の目的（第二九条）は、人格・能力の発達、人権・自由の尊重、文化的アイデンティティの尊重、相互理解・平和・寛容・男女平等・自然環境の尊重などである。このふたつにはかなりの共通点がある。

囲い込まれている子どもたち

現実の日本の教育は、教育基本法の精神から始まったはずが、国家や集団への帰属など集団主義、国家統制を強める方向に向かっていってしまった。大きな曲がり角が二度あった。一九五〇年代前半の教育の右傾化の時期と、一九七〇年前後に高まった学生運動の時期である。特に七〇年代の学生運動が過激化すると、子どもたちへの波及を恐れた文部省は、教育から「自主性」の要素を抑え込み、管理と競争（管理教育と偏差値教育）で、子どもたちを社会から囲い込む方向に学校を変えていった。次の世代からは、おとなしい若者に育ってほしかったのだろう。

子どもたちが主人公の学校へ

今日の伝統的子ども観・教育観はこうして作られてきたといえるのではないか。

では、いったいこれから何をなすべきだろうか。

ひとつには、学校がめざすべき新たな教育目的をきちんと構築し直すこと

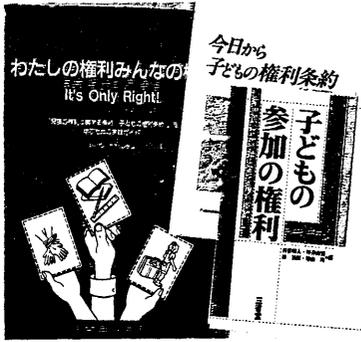
条約を受け入れない学校

教師が一人の親として見た場合

広瀬

健(神奈川・高校教師)

子どもが、この四月より県立高校に入学します。本県では、今年度より公立高校の選抜制度が大きく変わりました。この制度を実施するためには、公立高校受験生の入試データが県教育委員会にすべて集められなくてはなりません。



子どもの権利条約と学校を考える文獻

であろう。もうひとつは、無意識のうちにしみついでしまった古い学校文化を総点検することである。その再構築・基本法であり、子どもの権利条約でなければならぬ。自主、平和、人権、人格、個性などの視点から新しい教育目的・学校観・子ども観が創造されなければならぬ。

ん。各高校とのやりとりはすべてコンピュータ通信で行われました。情報公開制度・個人情報条例は本県にもあります。一番肝心な受験生である子どもや保護者はいわば『まな板にのった鯉』であり、県へ質問したり異議を唱えたりするのはなかなか難しいことです。自分の入試データがどのように流れ、どこで保存されるのか、また破棄されるか、その確認方法はどのようなものかなど、今回の新しい入試制度の募集要項にはなんら触れられていません。

合格者説明会に出席して

さて先日、子どもと一緒に合格者説明会に行ってきた。この席上で制服のことと靴のことを質問するつもり

でした。実はこの説明会の数日前に、合格者手続きがあつて本県ではほとんど共通の様式だとは思うのですが、誓約書も提出しなくてはなりません。その誓約書の文面「わたくしは、本校の学則、その他の諸規定及び指示をかく守り、修業に専念することを保護者とともに誓います。」にはとても納得できず、署名と印を空欄のまま子どもにもたせる予定でした。しかし、子どもはそんなことをすると入学できなくなるかもしれないと不安そうでしたので、話し合った結果、納得できないものに署名し印を押してしまいました。そんなことがあつたので当日の説明会では、もう何も質問しないことに決めていました。

ところが、ありがたいことに通学用の靴と鞆のことで質問した人がお二人いらつしやいました。この学校の生徒の登下校風景はよく見かけるのですが、靴も鞆も特に問題なく各自の判断で選んでいるようです。この学校の先生はそのことを特に指導してはいないようです。「新入生のしおり」には次のように書かれています。「通学用の靴―黒又は茶色の学生靴。鞆―黒又は濃紺の標準的な学生靴。これをそのまま信じて購入してしまつたらどうなってしまうのでしょうか。質問されたお二人はここの所を確認したのだとおもいます。」

答えられた先生は「しおりに書いてある通りです。はつきりと」在校生はそれぞれ各自で選んでいます。しおり

に書いてあるのは形だけです」と言つてしまえば良いものを、あれこれと適当に言葉を並べてごまかす姿は子どもや保護者に不信感を残すだけでした。来年の「新入生のしおり」には是非ウソのない、また在校生も作成に参加したあとのあるものを期待します。

本当に人権に取り組んでいるのか

三年前、中学校に子どもが入学したときは校則の厳しさに驚きの連続でした。いろいろ中学校と話し合つたり手紙を書いたりしましたが、外から何かを変えてゆくことの困難さを身を持って感じました。その中で「通学靴」は、約二年かかりましたが、次のようになりました(PTA役員の方が試みに受けとめて下さつたから変えることができたようなものです)。変更前は「学校指定のものに限る」ところが足の大きさ・形など人によって千差万別です。足を靴にあわせるのがこの中学校の方針でした。変更後は「メーカーはどこでもよいが白で飾りのないもの」。これでもいづらか選択肢が増えたものの、一体中学校は何を考えているんだろうかと考えることしきりでした。この中学校の夏休みの課題例の一つに「子どもの権利条約」がありました。本当に人権というものと取り組んでいるのだろうかと疑問でなりませんでした。

学校教育・学校現場が「子どもの権利条約」を授業等で広報はしても、実際は一番受け入れようとしないところであることを実感した三年間でした。

権利は弱い立場の

者にこそ輝くべき

片岡 美知子（定時制高校・養護教諭）

本校の校則は次の三つ。

(1) 校内では上履にはき替える。
定時制では、早く帰って睡眠時間を確保することも切実な問題です。掃除はほとんど全日制の生徒に頼っています。だから土足で歩かれてはこまるのです。

(2) 校内及び近隣での喫煙禁止。

健康、法律云々と言う前に、防火防災が大きな問題です。

(3) バイク通学禁止

山の手線の内側、都心の敷地の狭い学校では自転車置き場を確保するのがやっとな、バイクや車のための駐車場はありません。

それでもトイレのボヤ騒ぎがあったり、バイク騒音や違法駐車で御近所からの苦情は後をたちません。

毎日ハラハラドキドキ、泣いたり笑ったり。

入学式が終って、軽知的のハンディを持ったTくんが「怖いよ、怖いよ」と言いながら職員室に飛び込んで来ました。「茶パツの人がたくさんいて怖いよ。」そう言えば今年は二十数人の新入生なのに、赤や黄色やカラフルな髪の色が目立ったようです。以前、肩までの髪を中央から緑と赤に染め分けて、さすがの私も思わず「わーすごい。」と驚かされた生徒もいましたが、最近は一単に髪の色が変えられるようです。

Tクンとの会話は「茶パツでも怖い人とは限らないと思うよ。それにTクン二年生になれたじゃない。Tクンのほうが先輩だよ」と私。隣にいたA先生「じゃあ、みんなに黒く塗ってくれるように一緒に頼んでみようか。」B先生「Tクンも茶色に染めてみようか、楽しいかもよ。」みんな文珠の知恵ならぬ浅知恵を出し合います。そのうちTクンも安心してニコニコしながら職員室を出て行きました。「怖いよお」を聞いてもらえただけで安心したようです。

ここ定時制高校には様々な生徒がいます。全校生徒で百人にも満たない学校ですが、全日制が合わずに出て来た生徒、全日制を追われて来た生徒、ハンディを持った生徒も複数います。でもほとんどの生徒が、最初は全日制高校に行くことを望んでいたのです。

「子どもの権利条約」と言っても、多くの生徒が「なにそれ？」と言うので

しょう。法とか権利とか言う言葉は、その存在を知らない弱い立場の者にこそ、輝くべき言葉のように思えてなりません。

おそろおそろ、不本意ながら入って

学校図書館と

子どもの権利条約

大越 朝子（学校図書館司書）

ある高校の推薦入試の面接事項に「あなたの愛読書は？」というのが含まれていた。検討する場に居合わせた校長がこれは子どもの思想信条に関わるのでまずいのではないかと発言、質問事項から削除された。

子どもの権利、差別、個人情報保護等について管理職は相当強く指導されていることが日常の発言の端端にうかがえるが、実際に指導にたずさわっている教員のそれらに対する認識は極めて低い。何の疑問もなく、上記の質問が入り、言われたら何故という議論もなくすり替えてすます。

成績会議での成績以外の事細かな事情説明、大学合格者の氏名掲示など、立場未知り得た秘密は守るとはいえ疑問に思うことが多い。学校、特に担任は生徒のすべてを知ることによってよい指導をしたいと考え、また、一人で抱え込んでしまう傾向が強い。

来た定時制高校の門を、みんなが「ここが母校、ここに来て良かった」と言っただけで帰ることを、私たちは日々願っているのです。

学校図書館で、長い間続けられてきた貸し出し方式、すなわちブックカードにその本がある限り借りた人の名が残り、個人カードには借りた本の書名が他の人にも見られてしまう形式に疑問が投げかけられたのも市民、教育委員会から個人情報保護条例に関わっている外からの意見によるものであった。

学校図書館では貸し出しに貸借以外のいろいろなことを求めすぎている。一番問題になっているブックカードによって借りられた回数、男女、学年別傾向を知り、いろいろな統計も取れるし、読んだ人を集めて読書会もできる。

しかし、これは館外に借り出された記録であって授業中、昼休みや放課後に館内で利用した記録は残らない。個人カードもまた、借り出した本の記録にすぎず、家の本、他の図書館の本など子どもたちの読書生活はずっと

幅広いはずである。一枚の個人カードから読書傾向を知ることはいささか意味のないことと思われる。過敏な程反応

学校のアンケート

事務職員としてのとりくみ

鈴木 はつみ (学校事務職員)

子どもの権利条約が一九八九年、国連で採択されてまもない頃のことを思い出します。学校に子どもの権利条約のことをアピールする一枚のポスターが届きました。どこが発行したものであったか覚えていませんが、公的機関をとおして収受したものでした。いつものように職員室の掲示板にはりましたが、そのあと問題がおこりました。町議会の議員で文教委員を担当している方が「あのポスターをはったのはだれだ、あんなもの職員室へはるのほんでもない……」という発言をしたのです。八年前の当時の様子です。今では、人権擁護委員会や教職員組合が作った子どもの権利条約のポスターが廊下にくわしく掲示してあります。これに文句をいう人はだれもいなくなりました。しかし、教職員、父母、地域の認識が高まったせいでしょうか、そうでもないように私は思います。子どもの権利条約は子どもたちにとっても大事なことです。しかし、おとなたちの認

識がまだまだ不十分だと私も含めて思っています。

した図書館と教育の現場の狭間で今、徐々に改革が進みつつある。

識がまだまだ不十分だと私も含めて思っています。

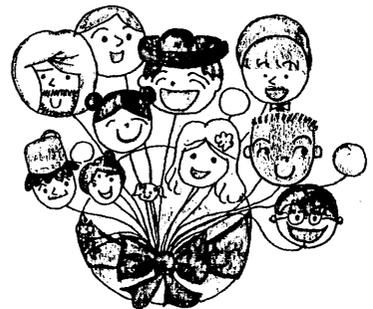
条約に対する偏見や不安

つい最近のことですが、郡下の教職員が集まる民教のサークル研究会で、私が子どもにたいするアンケートのことを報告しました。私のとりくみにたいしてはみんなが前向きに受けとめてくれ、ほめてくれました。でも、子どもの権利条約についての教員の意見は、「意見表明権」はこわいというのでもし「ぼくのわたしの担任をかえてほしい」と要求されたらこまる。私は、まずはその意見を受けとめてほしい、そしてここぞ出番、教師の教育力で子どもたちに返して行ってほしい、時間がかかっても説明して行ってほしい、と話しました。でも、うまくいかないと思うとの話で終わりました。このよ

うな意見を出した先生方はいつもは、子どもたちのために民主的な集団づくりにとりくんでいて、教育力もあって、

■小学校1・2・3年生のみなさんへ

あらゆる人々が ともに生きる地域社会をめざして



川崎市・川崎市教育委員会
川崎市子どもの人権推進協力者会議

条約の実施・普及にとりくむ
川崎市のパンフレット

私が尊敬している先生方なのです。でも、子どもの権利条約のことになると、どうも偏見や不安があることを知りました。

子どもの権利条約と学校事務のしごと

校内研究で、私が提案した「子どもの権利条約と教育費」の研究課題を全教職員で討議することができました。そして、それを学校事務のしごとに生かすことができました。そのひとつが、子どもたちからの「学校のことアンケート」のとりくみです。前任校では、給食の時間を利用しての実践でしたが、今の学校では、「環境教育、また子どもたちの自治活動にもつながる大事なことから」、さらに「子どもと接する機会」と、授業に位置づけてくれました。

私は各教室へ緊張して出かけていき、簡単に紹介し、つぎに子どもの権利条約の全体的な話しをしました。とくに

意見表明権のことに重点をおきました。プリントや紙しばいを活用してみました。そして、学校環境について子どもたちからアンケートをとることができました。

そのアンケート結果から、子どもたちは明るくて広々としている学校を、そして自由に使える近代的な施設設備を望んでいることが明らかになりました。さらに、「子どもの人権をまもって」を訴えている内容がいくつも目にとまりました。子どもたちの発想は、豊かで、するどい感性があることをあらためて感じさせられました。この子どもたちの声が、声だけで終わらないように、教職員全体で受けとめ、実現するために、努力していく必要があります。今後、子どもたちの夢や願いを大事にして、子どもの権利条約を意識して学校づくりに参加していくことが重要だと考えています。

子どもものの「性」の問題を考える

——ネットワークから——

三月一日午後六時三十分からCRCネットワークを開きました。テーマは、子どもの「性」を考える。土曜日の夜にもかかわらず沢山の出席者があり、改めてこの問題に寄せる関心の高さを認識しました。

アジアでの買春の問題、国内の女子高生による援助交際の問題等、子ども達をめぐる性の問題が多く語られています。東京都が導入しようとしている買春処罰と絡めながら、子どもの権利の視点から、子どもたちの性のあり方を考えていこうという試みです。

(まとめ・赤池悦子)

性の問題を話し合うきっかけに

佐々木 光明さん（研究者）

法律家たちは、現行法との整合性や、条例で取り締まることの是非を問題にし、都条例に淫行処罰を導入することに反対した。しかし市民の間には、法律家の意見が浸透しなかった。それよりも、罰する法を作ってくれという意見の方が多くマスコミもその方向に走っていた。それをうけて、都の諮問機関で議論され、答申案が出た。東京都は、八八年にも一度この問題を議論している。きっかけは女子校生の売春だった。しかし、その時には高校生たちの自己決定の力を強めようという結論に達し、淫行処罰を導入しなかった。

その後、彼らの自己決定の力をつけるための具体的な努力をすることなく、今日にいたっている。

九七年の議論では事実上述べられているが、問題の核心には触れていない。もう一つの問題は、条例の運用をどこにするのかということ。今は各自自治体でまちまちで、福祉課が担当していたり、教育委員会だったりする。条例を作るのならばきちんとした運用機関を作りたい。

今回の事のきっかけはピンクチラシだった。これは家庭という聖域に性の問題がいきなり持ち込まれた初めての

事だった。しかしこの事は、性と家庭の問題や地域と性の問題を話し合う良いきっかけでもあったはずだ。それな

性の問題は自己決定に委ねるべき

藤井 誠一さん（フリーライター）

市民が処罰規定導入の請願を出し、これを受けて東京都は一年間協議をし、買春処罰規定とするという結論に達した。

淫行規定のある自治体をまわってみた。テレクラなどで知り合った少女と性交していた男を罰していたケースがあるが、年間の運用は一、二件。一八歳未満と淫行してはいけないという規定にしたがって、同じ年の恋人どうしの、男子の方が先に誕生日を迎えたために、逮捕されたケースもあった。教

え子と先生の交際に反対した親の訴えで、先生が逮捕されたり、親が認めた恋人同士であるあるにもかかわらず、男性が逮捕されたりしている。このように、やり方によっていろいろなものに適用できる処罰規定であり、警察の

のに処罰する事で、この事にふたをしてしまい、せっかくのチャンスを無くしてしまった。

運用したいままに使われる危険性がある。

援助交際は必ずしも売春ではない。カラオケに行ったりとか、食事につき合ったりとか、なかにはコンビニやビデオ屋に一緒に行くなどというのもある。下着を売る、体に触らせる、売春をするなど、性の絡んだコミュニケーション全般を援助交際といっている。自分の持つ持っているものをなんでもお金に変えようとする女子校生たちの文化、そういう文化をどう考えるべきか。この問題を性の問題とからめて考えると同時に別の問題としても考えていかなければならない。

買う男が悪いのか。女子高校生のひどい現状をどうにかするには、ただ買う男を罰するだけでいいのか、もっと

深く考えるべきではないだろうか。今の状況が良いとは言わないが、性の問題は基本的に自己決定に委ねるべきと

性に関する教育について

丸山 慶喜さん(高校教師)

二五年も前から高校生の性の問題はあった。今は女子高校生達の間で、性交する事は当り前になってきていて、中にはお金と結びつけている子もいる。生活指導をしていると男の子との関係が必ず出てくる。

そんな中で四年前から性教育のプロジェクトを作り、五日制を導入した昨年度から、各科が協力して、「性と性」の教育を始めた。人は性的自立なしには生きていけないのではないだろうか。この見地から女子高生の恋愛ひいては性交を受け入れざるをえない。しかし、

いう見地から、この条例の導入に反対する。

「人間の尊厳」を教育のテーマにしてるので売春は禁止しなくてはいいかという方向で授業を始めた。

初めは生徒たちの前で性に関する言葉を口にする事が大変だった。生徒達に性交の意味を知ったのは何時かというアンケートを取ってみたら、早い子で小一。小六までには九〇%が知っているという結果が出た。その後なかなか性的な事を学んだかという質問に対しては、ほとんどが友人、雑誌、ビデオと答えた。歪んだ形で性を学んでしまっている生徒達に、世間に氾濫する性の情報に対抗するだけの授業をしないでほしいと思った。生理について学んで思っていたけれど、こんなに大切な事だったのかと気付く。避妊、中絶についても教える。中絶は一〇代が一番多いと思っていた生徒達に、実は三十代が一番多いと教えると、その背後にある貧困や避妊の問題に気付く。

最後に「性の商品化」「売春」について教えた。ジャガイモを取り出して、「売られたジャガイモは買ひ手の意思で、サラダにされたり、肉じゃがにさ

れたりしてしまふのだと訴えてみた。生徒は最後に、売春するという事は自分のプライドを売る事だという結論を出した。子どもは自分を発達させる力を自分のからだの中に持っている。その力を応援するのが教育で、しつける事とは違う。体の中にある性を抜きにして、子どもは自分を伸ばせない。性は尊厳であり、プライドである。性的な自己決定力をつけると同時に社会に対する批判力も養いたいと考え、二年では「戦争と平和」、三年では「女性と人権」の授業をしている。

討論から

以上のような三人の方のお話の後、会場も交えてディスカッションしました。その中からいくつかの意見を取り上げてみます。

- ★ 売春は良しとされていないのに実際には日本の社会は売春容認の社会である。実際あるのを見ようとしなかった現実の中に女子高生が入り込んできた。なぜそれが悪いのかと聞く彼女たちに、我々大人はどう答えるのか。性の情報から彼女たちを遠ざければそれで良いのか。(藤井)
- ★ 子ども達は、性を自己決定している。けれどそれをとらえた男達が、女性蔑視の歴史の中で女子高生をうまく利用している。自分はしないけれど、他の人が売春するのは自由という子ども達をどうにか変えていきたい。(丸山)
- ★ 性を語る事から始めよう。子どもの権利と子どもの性、子どもの社会化

というふうに議論を進めたい。性を語る事の恥ずかしさが、それを語る相手への思いやりを育て、相手のプライドを守る心を育てる。これが人権教育になる。(佐々木)

- ★ 自己存在の意味を見つけれない彼女たちが、存在価値と商品価値を混同しているのではないだろうか。本当は愛が欲しいのでは？(男性)
- ★ 小学生のテレクラ、伝言ダイヤル利用は珍しくない。新聞が報道しているのを読んで、逆に現実認識の無さにびびくりした。購買意欲を煽る雑誌に、女の子も男の子も煽られている。(小学校教師)
- ★ マスコミの報道は意図的だと思う。片方でブランド志向を煽り、もう一方で援助交際を興味本位に報道する。男達の作った溝に女子高生がはまっていく。(女性)
- ★ アジアで日本男性から性被害を受けた子どもの代理人をしている。子どもが自分を売るといふ時、買う側にこそ問題があり、男性が罰を受けるべき。先進国の男性は自国では到底できないようなことをアジアでしている。買う事をどうやって止めさせるかが問題。女子高生とか、年齢とかの枠を外して、お金、暴力、権力による性の支配を統一的に見てそれを止めさせるべき。(弁護士)
- ★ もっと時間が欲しいという思いを残して閉会になりましたが、ただ一つ、女子高校生達の声が聞けなかったのが残念でした。



国連・子どもの権利委員会第十三会期

教育などの領域で勧告が詳しくなる傾向

平野 裕 二

国連・子どもの権利委員会第十三会期は一九九六年九月二十三日から十月十一日にかけて開かれ、モロッコ、ナイジェリア、ウルグアイ、英領香港、モリシヤス、スロベニアの六か国について報告審査が行なわれた。審査のポイントを簡単に報告する。

一 モロッコ

モロッコの国教がイスラム教であることから、シャリア（イスラム法）に関連するいくつかの問題が取り上げられた。条約第十四条（宗教の自由）への留保、最低婚姻年齢の低さと男女格差、非嫡出子に対する差別などが主な問題点である。政府代表は、シャリアが厳格なものであることを強調して改善の難しさに理解を求めたが、委員会は、イスラム法は発展しうるものであることや、条約の実施は画一的である

必要はなく、条約の基準に一致していればその国の文化や実情にあわせて実施することが可能であることなどを指摘し、さらなる努力を求めている。また、少女、非都市部の子どもたち、障害児など、さまざまなグループに対する差別が実態として存在することも指摘され、特別な保護措置が必要だとされた。このほか、少年司法、児童虐待、児童労働などの問題が取り上げられている。

二 ナイジェリア

ナイジェリアに関しては、芳しくない経済状況のために保健部門が深刻な悪影響をこうむっていること、社会保障やひとり親家庭の支援のためのプログラムがないことなど、子どもの経済的・社会的権利の保障について多くの問題点が指摘された。少年司法の領域についても、死刑や終身刑の存在、刑事責任年齢の低さを始めとする問題点が異例なほど詳細に指摘されている。このほか、女子割礼を始めとする有害慣行の存在、児童労働、性的搾取・虐待などについても懸念が表明された。教育についても、子どもの参加の問題も含めて比較的詳しい勧告が採択されている。

なお、ナイジェリアではすでに一九九三年に新子ども法の草案が作成されている。委員会は、この法律を緊急に成立させるよう求めるとともに、慣習法も含めた国内法の包括的な見直しを求めている。

三 ウルグアイ

ウルグアイは、政府報告書では、保健や教育についてよい成果を収めているように記述している。しかし委員会は、実際には各指標間に矛盾があり、また最も不利な立場に置かれている子どもたちに資源が十分に届いていないことなどを指摘し、改善を促した。黒人を始めとするマイノリティ、障害児、非都市部の子ども、非嫡出子への差別についても問題が指摘されている。障害児や罪を犯した少年に関して施設偏重の傾向が見られることにも、懸念が表明された。このほか、独裁政権下で起きた子どもたちの失踪、ストリート・チルドレンへの対応、経済的搾取からの子どもの保護などの問題も取り上げられている。政府とNGOの関係について、批判的なNGOとも対話する必要性や、問題をNGOに丸投げするのではなく政府の責任を明確にする必要があることなどが指摘されたのも興味深い。

四 英領香港

香港が一九九七年七月一日に中国に返還されることを踏まえ、子どもの権利に関してイギリス政府と中国政府の

間でどのような協議が行なわれているかについて、かなり詳しいやりとりがなされた。家族の再統合を目的とした中国・香港間の出入国のあり方につ



子どもの権利委員会の委員とスタッフ

ても問題が提起されている。ベトナムからの庇護申請者が収容所に入れられていることについても懸念が表明された。自殺や事故が多発していること、障害児の統合教育に向けて充分な取組みが行なわれていないこと、虐待への対応が充分ではないことなども、問題点として取り上げられている。教育のあり方についても、教育の内容面にまで踏みこんだ提案が総括所見で行なわれた。ごく簡単にはあるが、子どもの遊ぶ権利への言及が見られたのも興味深い。子どもの最善の利益の実施のあり方についても詳しい勧告が打ち出されている（この点は、多かれ少なかれ今会期の総括所見に共通する特徴である）。紙幅の関係で詳しく紹介できないが、日本の状況を考えるうえでも示唆に富む審査であった。

五 モーリシヤス

教育制度の中で私立学校が大きな位置を占めつつあること、それが公教育の質の低下をもたらしている恐れがあることなどに懸念が表明された。しかし政府代表はこれを「必要悪」とし、エリート主義教育を正当化するような答弁を行なっている。保育サービスや財政的・精神的支援を始めとして、家族への援助が不十分であることも問題点として指摘された。家庭内暴力や虐待についても多くの議論が行なわれて

いる。予算が子どものためにどのように使われているか、詳細な分析が必要であることも審査の中で強調された。このほか、少年司法や国際養子縁組の問題が主に取り上げられている。子どもは権利の主体であるとする委員会と、むしろ家族の価値を強調しようとする政府代表との間で、子どもをめぐり食い違いも見られた。

六 スロベニア

一九九四年に子ども保護法を採択したこと、NGOとも積極的な関係を保っていること、国レベルで毎年「子ども議会」を開催するなどして子どもの参加を促進していることなど、スロベニアについては多くの積極的側面が指摘された。一方、市場経済への移行の悪影響からひとり親家庭を保護するための措置が不十分であることについては問題点が指摘されている。このほか、虐待や少年司法の問題点が取り上げられた。性的同意年齢と医療行為への同意年齢に乖離があることについても、改正を求められている。

ただし、スロベニアの審査のときには委員はみんな疲れ切っており、通例の一日半ではなく一日で審査を切り上げてしまっ、必ずしも十分な審査がなされたとは言いがたい。一般原則の領域で、差別に関する質問がひとつ出ただけというのは明らかに異常である。

委員の負担を減らすための支援策が切実に必要とされている。

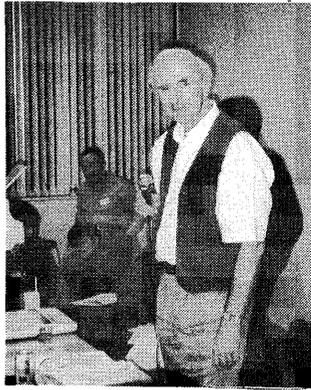
しかし、委員の数を現行の十人から十八人に増やすという改正案を受託した締約国は、一九九七年一月三日現在で十六か国に過ぎず、改正の発効のために必要とされる百二十か国にはまだ遠く及ばない。国連人権高等弁務官が提唱しているように、各国の情報分析を担当し、委員会を支援する専門チームの設置などが早急に必要である。一九九七年一月現在、三人の専門家を雇えるだけ基金が寄せられている。最終的には五人になる予定。

* 委員会第十四会期は一九九七年一月六日（二十五日）にかけて開かれた（次号で報告予定）。十五会期は五月二十日（六月六日）である。一九九七年二月十八日の選挙で委員が大幅に交代したため、第十五会期にはこれまでとはやや違った雰囲気で行なわれる可能性もある。パドラン委員（エジプト）、ユーフィミオ委員（ワイルド）、モンベシヨラ委員（ジンバブエ）、バイス委員（ポルトガル）に代わって委員に選出されたのは、イタリアのフルチ氏（外交官）、インドネシアのムボイ氏（小児科医）、南アフリカのモクエーヌ氏（心理学者）、レバノンのラハー氏（法律家）である。なお、一九九七年二月二十六日にスイスが条約を批准したことにもない、条約の締約国は百九十か国となった。

D・セルビーさんを迎えて “人権ワークショップ”

三月一日(火)、渋谷区内の環境パートナーシップオフィスにおいてD・セルビー教授によるワークショップ「子どもの人権意識を育てる―身近なはじめの問題からグローバルな人権問題へ」が開催された。主催はD・セルビー来日セミナー実行委員会。後援は子どもの権利条約ネットワーク、アムネスティ・インターナショナル日本支部、日本ユニセフ協会等で約七〇人が参加した。

セルビーさんはトロント大学グローバルエデュケーション国際研究所長で『子どもの権利教育マニュアル』(日本評論社)の著者のひとりとして日本ではおなじみである。昨年に引き続きの来日のワークショップである。



ワークショップを行なうセルビーさん

アクティビティー 私たちの権利条約

・私たちは登校することを強制されません
・教室での座席は自分で選ぶことができます
・学校にはクラスから選ばれた代表委員会が必要です……

など二〇項目を赤(絶対に認めることができ
ない)、緑(とてもいい条項である)、黄(赤と

緑に入らないもの)に区分けする。判断基準を自分が一歳であった時を回想してという条件がついていた。各グループ五人で立場のちがう参加者が話し合いながら、これは赤、いや黄だと区分け作業が続いた。私たちのグループでは赤が結構あった。各グループ発表のあと、赤の項目を黄や緑に移動するにはどのように変えればいいのか各グループで話し合う作業までできればいいね、とセルビーさん。参加者から判断基準の一歳にはどんな根拠があるのかとの質問に、特に意味はないと答えるなど、参加者の人たちとの対話を楽しんでいた。

(好光紀)

NJYのイベント・総会

テーマ 「いつなる、」

子どもの意見表明・参加

日時 五月五日 午後一時〜四時半
場所 国立オリンピック記念
青少年総会センター

主な内容 実際に意見表明・参加している子どもたちからの報告と討論

パネラー 杉並子ども会議、川崎子ども
会議、福岡子ども会議、町田市

子ども憲章、横浜市錦台中学校の
子どもたち(交渉中)

グループに分かれての討論、意見交換
※ネットワークの総会は二時から開催します。

「けいじばん?」の発行

四月から「けいじばん?」(仮称)という情報誌を、子どもどうしの意見・情報交換の場として創刊します。隔月刊で、編集にはネットワークに関わっている子どもたちが加わります。

内容としては、子ども団体紹介、子どもが見たこんなことなどはおかしい、紙上駅伝討論、仲間募集などを考えています。

みなさんの意見と参加を待っています。(勝本浩司)

季刊教育法

定価1500円

体罰はなぜなくなるならない?

106号

体罰の現在/なぜ体罰はなくなるならないか/大学における人権教育/女子高生の結婚観 他

いじめへの対応

105号

学校・行政・家庭の連携/教師の対応/文部大臣緊急アピール

エイデル研究所 東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
TEL 03-3234-4641

『子どもの権利条約』No.31

1997年4月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株第一プリント